

別表3

## 他の法令による受験資格及び免除の範囲(主なもの)

免許種類 (関係する法令)	受験することができる者 (下記免許等を有する者)	免除を受けることができる者 (下記免許等を有する者)	免除の範囲			
			実技	学科		指導 方法
				関連学科 系基礎	専攻	
溶接科	労働安全衛生規則によるガス溶接作業主任者免許若しくはガス溶接技能講習の修了証を有する者又はボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許若しくは普通ボイラー溶接士免許を有する者	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
建設機械科	建設業法施行令による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	建設業法施行令による建設機械施工の一級の技術検定の合格証明書を有する者		○	○	
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	高圧ガス保安法による第一種冷凍機械責任者の免状を有する者		○	○	
電気科	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、改正前(昭和54年省令)の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(電気分野専門区分に限る。)	電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者若しくは第三種電気主任技術者の免状を有する者、改正前(昭和54年省令)の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(電気分野専門区分に限る。)		○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、改正前(平成12年省令)の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は改正前(昭和53年省令)の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	同左	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	同左	○	○	○	
ブロック建築科	建築士法による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	建築士法による一級建築士の免許を有する者		○	○	
防水科				○	○	
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(熱分野専門区分に限る)	同左		○	○	
測量科	測量法による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士若しくは一級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者、電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	同左	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、改正前(平成15年法律)の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	同左	○	○	○	

○印は、免除される範囲

※上記以外のものは、職業能力開発促進法施行規則別表11の3でご確認ください。